

## 相続法改正、「争族」を防げるのか

### ◆40年ぶりに改正された民法の相続に関する規定が順次施行されている

2018年の相続法の改正では、①配偶者居住権を創設、②自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に、③法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に、④被相続人の介護や看病で貢献した親族は金銭要求が可能に、などが決まった。なかでも19年7月より施行される、法定相続人に最低限度の財産取り分である「遺留分」（法定相続分の半分）を認める制度の見直しが注目される。

たとえば、不動産の相続で取り分が遺留分に満たない相続人がいた場合、その相続人は遺留分を求める請求（遺留分減殺請求）ができ、これまでは現物である不動産の持ち分を取得していた。こうして共有となった不動産は、相続のたびに権利が複雑化し、不動産の利用・処分に困難を生じていた。改正により、遺留分減殺の対象となる財産への請求は金銭の支払いに限定され、現物である不動産の持ち分の取得を認めないこととなり、共有化が避けられることとなった。

また、相続発生に伴い、凍結されてしまう被相続人の預貯金につき、新たに仮払い制度が設けられ、一金融機関あたり150万円を限度として相続人全員の合意無しに引き出し、入院代や葬儀代などの急な費用にあてることができる。

### ◆遺言書に頼り過ぎてはいけない「争族」対策

すでに施行された自筆証書遺言の作成を容易にする新たな規定に加えて、20年には法務局における自筆の遺言書の保管制度が始まる。これまでは自筆の遺言書の保管場所は被相続人しか知らないため、相続時に見つからない懸念があった。新制度では申請により法務局が預かり、相続人の問い合わせに保管の有無を応えたり、証明書を発行したり、閲覧させることができる。なにより相続発生時に、遺言書を法的に有効にするために必要な裁判所の検認手続きを受けなくてもよい。また遺言書の記載内容につき法務局で形式的なチェックを受けることができる。

ただし、遺言の作成が容易になったとしても、被相続人である親が決めた遺産分割案が相続人である子供たちの意向に沿うものになる保証はない。財産の承継にあたり家族間の意思疎通が欠けていれば、もめる種は残ってしまう。 【川口 満】